

令和7年度 企画経営部事業概要 (令和6年度実績)

令和7年9月

目次

1	企画経営課・特命課	P3
2	秘書課	P11
3	財政課	P14
4	広報広聴課	P17
5	情報政策課・DX戦略課	P31

1 企画経営課・特命課

(1) 行政計画

目黒区の長期計画は、基本構想・基本計画・実施計画の三段階で構成されている。

昭和44年の地方自治法改正により、地方自治体に基本構想の策定が義務付けられたことに伴い、昭和45年12月に基本構想(第一次)を策定した。翌昭和46年2月に基本計画(第一次5か年計画)、6月に実施計画(昭和46～48年度)を策定し、総合的な長期計画をスタートさせた。

なお、平成23年の地方自治法改正によって基本構想の法的策定義務はなくなり、策定及び区議会の議決を経るかどうかは、自治体の独自判断に委ねられている。

◆現行長期計画の策定時期及び計画期間一覧

	策定時期	計画期間	備考
目黒区基本構想	令和3年3月	20年程度	
目黒区基本計画	令和4年3月	令和4(2022)年度から 令和13(2031)年度まで(10年間)	地方版総合戦略である第2期「目黒区まち・ひと・しごと総合戦略」を包含するものと位置付けている。
目黒区実施計画	令和7年3月	令和7(2025)年度から 令和11(2029)年度まで(5年間)	

[関連リンク]基本構想・基本計画・実施計画(区公式ウェブサイト)▼



(2) 会議体

ア 経営会議

- ・ 目黒区の行財政運営の最高方針等について審議決定するとともに、必要な施策等に関する検討を指示するため、設置している。
- ・ 区長、副区長、教育長、企画経営部長、資産経営部長及び総務部長をもって構成している。

イ 政策執行会議

- ・ 区政の重要課題等に対する執行方針及び事業計画等について審議決定するとともに、全庁的な情報共有を行うため、設置している。
- ・ 区長、副区長及び教育長並びに部長をもって構成している。

◆会議開催実績(経営会議・政策執行会議)

年度	令和6	令和5	令和4
経営会議	24回	24回	22回
政策執行会議	37回	42回	42回

[関連リンク]目黒区経営会議及び政策執行会議の設置及び運営に関する規則(目黒区例規集)▼



ウ 総合教育会議

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の規定に基づき、区長と教育委員会で構成する目黒区総合教育会議を設置している。
- 総合教育会議は区長が招集し、区長と教育委員会が協議・調整することで、両者が教育政策の方向性を共有し、連携・協力して執行に当たっている。

◆会議開催実績(総合教育会議)

年度	令和6	令和5	令和4	令和3	令和2
総合教育会議	2回	0回	2回	2回	2回

[関連リンク]総合教育会議(区公式ウェブサイト)▼



(3) コミュニティ・協働

ア コミュニティ施策

目黒区では、昭和49(1974)年以降、まちづくりの具体策として小学校通学区域程度の広さを一つの生活圏域とする「住区」を設定し、その住区内に住む人や地域で活動する人々が参加し、地域課題解決のための協議を行う場である「住区住民会議」を中心としたまちづくりを進めてきた。

こうした取組は、住区単位のコミュニティ形成に大きく寄与してきたが、一方で、町会・自治会と住区住民会議との活動の重複、地域の様々な活動団体との連携・協力や住民参加の広がり不足、また、地域への浸透度の低さなどの課題も生じている。

そこで、平成28年度から、これからの目黒の地域コミュニティをどうしていったらよいか、町会・自治会及び住区住民会議など地域の活動団体の方々との意見交換会や、地域の活動団体の関係者の方々を中心とする「地域コミュニティ検討会」において、様々な意見を伺った。

これらの意見を踏まえ、平成29年6月「コミュニティ施策の今後の進め方素案」をまとめ、パブリックコメントを実施し、同年12月に「コミュニティ施策の今後の進め方」を策定した。

[関連リンク]コミュニティ施策の今後の進め方を策定しました(区公式ウェブサイト)▼



イ 公民連携

令和6年度には、新たに東京大学と包括的な基本協定を締結した。

また、様々な業種や分野のステークホルダーとパートナーシップを深める場として、「目黒区公民連携プラットフォーム」を設置した。プラットフォームでは、フラットな立場で意見交換を行い、新たな取組のアイデアや連携のきっかけを生み出す会議「セッション」を定期的で開催している。

◆セッション開催実績

年度	開催回数	主な内容
令和5	2回	参加者同士のネットワーク構築を図るとともに、具体的な地域貢献や連携のアイデア創出を目的としたグループ対話を行った。
令和6	5回	参加者の希望により編成したグループごとに小規模な事業・イベントの実施に向けた計画づくりや、資源・ノウハウの共有を進め、会員同士のネットワーク強化、地域課題解決への基盤づくりがなされた。

なお、協働の基本的な考え方については、平成18年1月に「協働推進方針」を定め、「区民と行政の協働のあり方」と「協働を推進するための行政の取組の方向」について整理している。

〔関連リンク〕大学との連携(区公式ウェブサイト)▼



〔関連リンク〕公民連携プラットフォーム活動報告(区公式ウェブサイト)▼



〔関連リンク〕企業との連携(区公式ウェブサイト)▼



〔関連リンク〕ともに考え、ともにつくる 協働推進方針(区公式ウェブサイト)▼



ウ パブリックコメント

政策決定に当たり、案の段階で内容や経過を区民に明らかにし、区民の意見提出の機会を保障して、よりよい政策を実現し、区民に開かれた区政運営を目指すものである。

◆パブリックコメント実施状況(区長部局のみ)

年度	実施案件数	意見提出者数	意見数
令和2	3	20	106
令和3	3	136	179
令和4	2	28	142
令和5	5	46	196
令和6	4	110	470

◆令和6年度実施案件(区長部局のみ)

	件名	意見提出者数	意見数
1	目黒区実施計画改定素案(令和6年度)	52	169
2	目黒区手話言語条例(仮称)骨子案	27	71
3	目黒区子ども総合計画(令和7年度から令和11年度)素案	31	230
4	特定個人情報保護評価書素案	0	0

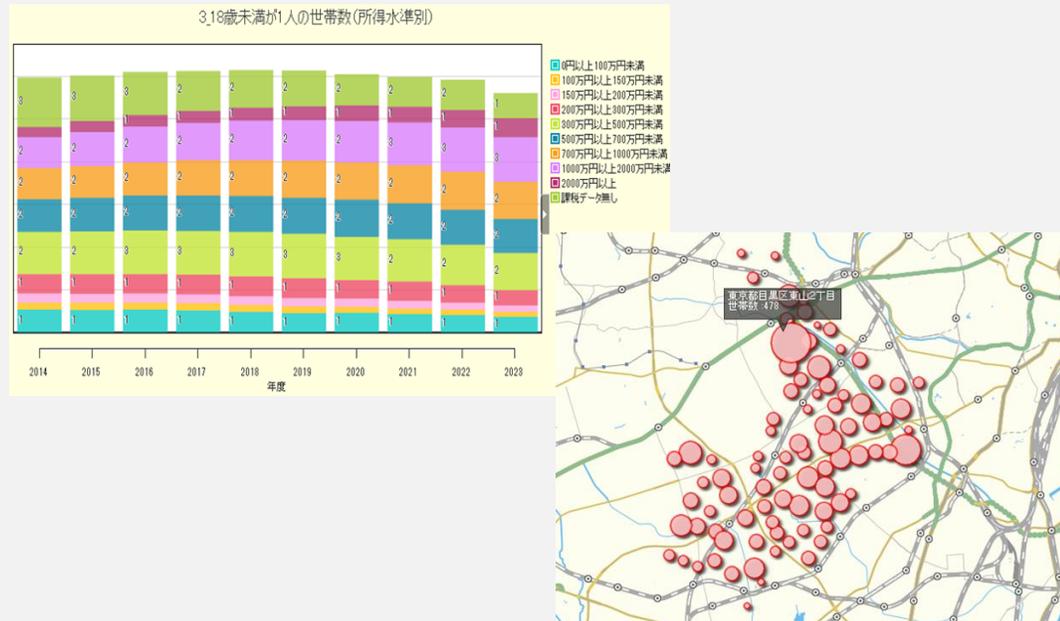
[関連リンク]パブリックコメント(区公式ウェブサイト)▼



(4)データ利活用・EBPM推進

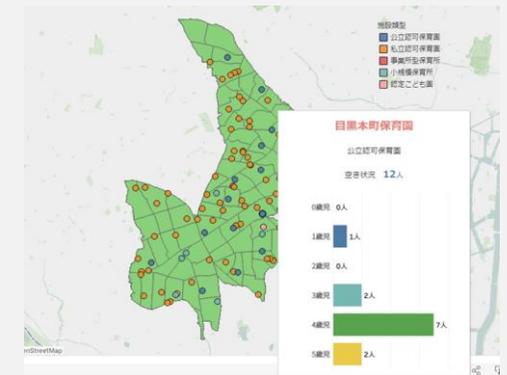
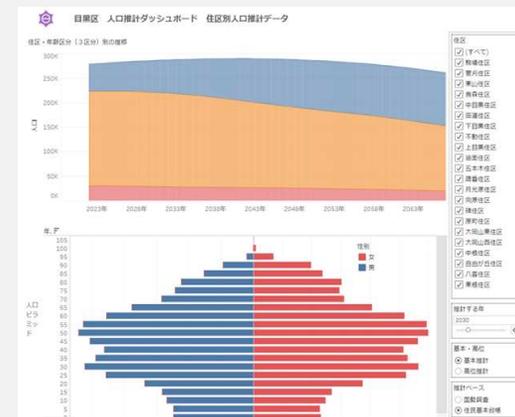
ア データ分析基盤・BIツールの活用

Acrocity×BIを庁内のデータ活用基盤として導入し、財務データや区民満足度調査のデータを集計・可視化した。



Tableauを活用した「目黒データラボ」では、施設データなどのオープンデータを可視化して公開している。

[関連リンク]目黒データラボ(区公式ウェブサイト)▼



イ データ活用人材育成・研修

- EBPM研修を一般職員向け・管理職向けにそれぞれ2回ずつ実施した。この研修には他自治体職員も参加した。

〔関連リンク〕研修当日のレポート(目黒区データ活用チームnote)▼



- 江戸川区と共同開発した人材育成スキーム「TIDE(Tokyo Innovative Data Education)」が、Tokyo区市町村DXAward「DXアイデア部門」優秀賞を受賞。

〔関連リンク〕取組内容の紹介(目黒区データ活用チームnote)▼

東京都版データ活用人材育成スキームの開発・実践
自治体同士で育てあう「TIDE」プロジェクト



データは価値創出の源泉である

MEGURO × 江戸川区

DXアイデア部門

目黒区企画経営部企画経営課
江戸川区経営企画部DX推進課



ウ オープンデータ活用

目黒オープンデータカタログサイト

164種類のデータを公開している(3月末時点)

〔関連リンク〕目黒区オープンデータカタログサイト▼



目黒データラボ

8種類のダッシュボードを公開している(3月末時点)。

〔関連リンク〕目黒データラボ(区公式ウェブサイト)▼



2 秘書課

(1) 寄付行為

用途を指定して寄付をする「指定寄附」と用途を指定しないで寄付をする「一般寄附」の2種類がある。

また、ふるさと納税制度については平成29年度から受入れをはじめ、目黒区らしい返礼品をラインナップし、歳入確保に努めている。

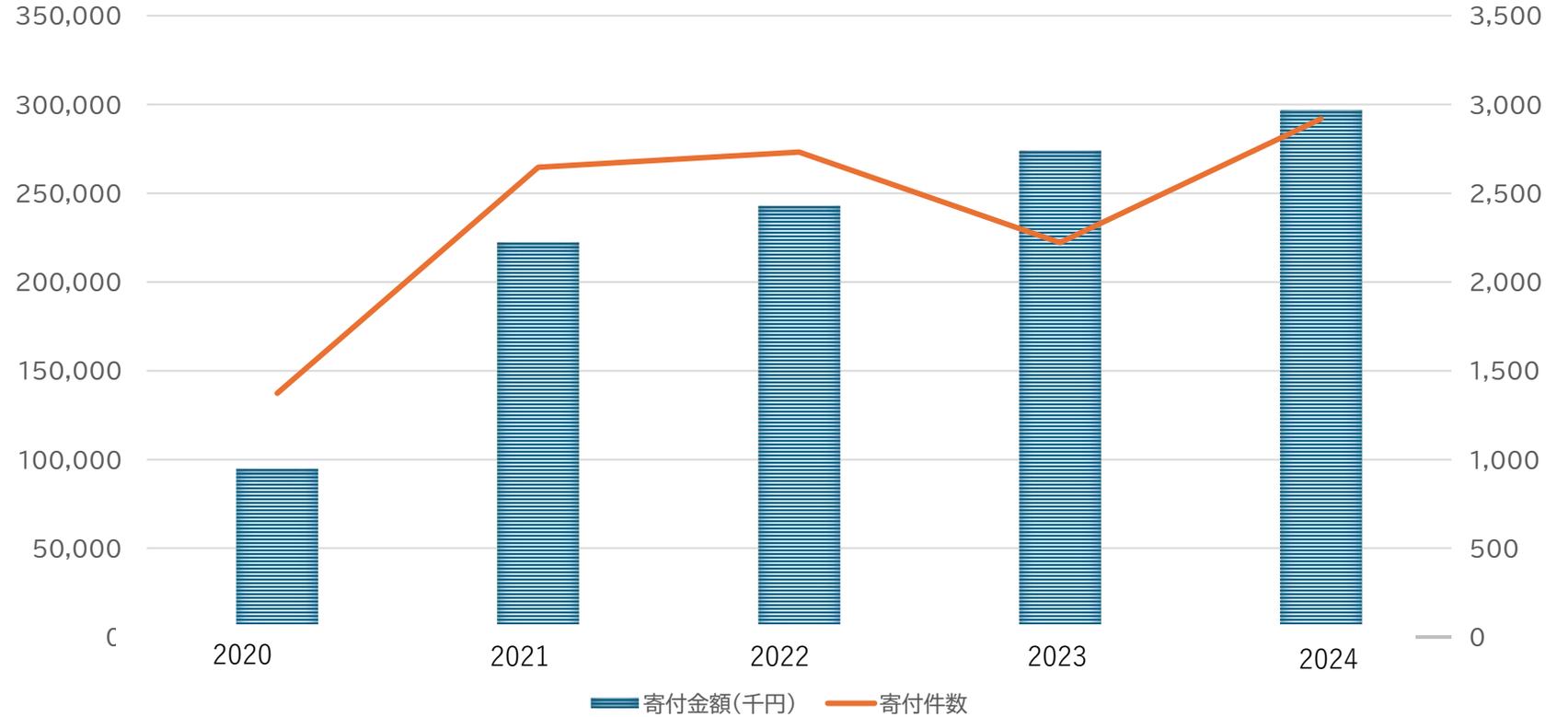
※ ふるさと納税は、住民税の寄付金控除の対象となる寄付金（ポータルサイト以外からの寄付金も含む）

◆令和6年度の寄付件数と内訳

寄附金内訳	寄附金全体	
社会福祉施設整備寄付金	115	67,987,049
サクラ寄付金	349	33,001,853
学校施設整備寄付金	56	6,139,500
スポーツ振興寄付金	63	10,667,000
子ども・子育て応援寄付金	629	108,656,815
芸術文化振興寄付金	44	3,386,858
産業振興寄付金	71	8,118,500
地域防災対策推進寄付金	82	37,202,000
障害福祉推進寄付金	63	6,908,000
コミュニティ活動支援寄付金	44	3,753,000
図書資料充実寄付金	78	3,818,500
学校備品等整備寄付金	65	5,725,000
動物愛護関連事業寄付金	150	15,431,000
地域交通バス運行支援寄付金	89	8,891,000
文化財保護事業寄付金	75	8,242,000
ウクライナ避難民生活支援寄付金	226	21,266,500
指定寄付計	2,199	349,194,575
一般寄付計	854	94,998,500
寄付金合計	3,053	444,193,075
(うち ふるさと納税※)	(3,003)	(428,902,110)

ふるさと納税寄付金の受入状況の推移

年度	寄付金額※ (千円)	寄付件数 (件)
2020	94,784	1,373
2021	222,323	2,646
2022	242,948	2,732
2023	274,018	2,221
2024	296,832	2,919



※ ふるさと納税ポータルサイトからの寄付金受入額

(2) 区長交際費

区長交際費は、適正、かつ公正な執行を図るため、次の支出範囲に基づいて支出している。

[関連リンク]令和6年度 区長交際費(区公式ウェブサイト)▼



ア 接遇経費

(ア)区政に深い関係をもつ有識者等及び公共団体等の関係者等に対する接遇

(イ)区長表敬者等に対する接遇

イ 慶祝経費

(ア)叙勲等の受章祝、就任祝、結婚祝 (イ)その他各種祝賀等への慶祝

ウ 弔慰経費:香典、霊前供花、香火料

エ 餞別経費等:退任等に際しての餞別

オ 見舞経費:病気、災害、事故等に対する見舞

カ 会費経費

(ア)出版記念会、送別会、新年会の会費

(イ)その他各種会合の会費

キ 謝礼経費:区政協力者等に対する記念品等

ク 賛助経費

(ア)区政に協力する団体等に対する賛助

(イ)社会的福祉事業を行う団体に対する賛助

ケ 雑費:区長の職務上生ずる臨時的行動雑費

3 財政課

(1) 予算編成 ※令和6年度は一般会計で4度の補正予算及び7年度当初予算を編成

ア 令和6年度一般会計補正予算(第1号)

≪補正額≫ 3億193万2千円の増額補正

≪補正後の一般会計予算額≫ 1,303億2,344万2千円

[関連リンク]6年度目黒区一般会計補正予算(第1号)等予算書▼



イ 令和6年度一般会計補正予算(第2号)

≪補正額≫ 79億8,072万円の増額補正

≪補正後の一般会計予算額≫ 1,383億416万2千円

[関連リンク]6年度目黒区一般会計補正予算(第2号)等予算書▼



[関連リンク]6年度目黒区一般会計補正予算(第2号)案を第3回区議会定例会に提出しました▼



ウ 令和6年度一般会計補正予算(第3号)

[関連リンク]6年度目黒区一般会計補正予算(第3号)予算書▼

≪補正額≫16億9,810万1千円の増額補正

≪補正後の一般会計予算額≫1,400億226万3千円



[関連リンク]6年度目黒区一般会計補正予算(第3号)案が第3回区議会定例会で可決されました▼



エ 令和6年度一般会計補正予算(第4号)

[関連リンク]6年度目黒区一般会計補正予算(第4号)等予算書▼

≪補正額≫21億844万8千円の減額補正

≪補正後の一般会計予算額≫1,378億9,381万5千円



オ 令和7年度一般会計当初予算

[関連リンク]令和7年度予算の概要を発表しました▼

≪予算額≫1,423億4,036万円(前年度当初比123億1,885万円、9.5%の増)



[関連リンク]7年度当初予算書、予算編成概要▼



(2)公会計

平成27年1月付け総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類を作成している。令和5年度決算の財務書類を作成した。

[関連リンク]目黒区 財務書類(区公式ウェブサイト)▼



(3)財政計画

持続可能な行財政運営を行っていくために、実施計画と合わせて策定するもので、今後5年間の歳入・歳出の見通しなどを示している。令和7年3月に令和7年度から令和11年度までの財政計画を策定した。

[関連リンク]目黒区実施計画・財政計画(令和7年3月改定及び策定)(区公式ウェブサイト)▼



(4)財政運営上のルール

財政運営上の3つのルールは、安定的かつ強固な財政基盤の確立に向けて平成24年10月に定め、平成25年度から運用を開始した。その後、平成26年10月、令和3年11月に見直しを行った。さらに、今後の小中学校を中心とした区有施設の更新や市街地再開発事業への対応が見込まれることを踏まえ、将来にわたり安定的な財政基盤を維持できるよう令和6年10月に3度目の見直しを行った。

[関連リンク]財政運営上のルール(区公式ウェブサイト)▼



4 広報広聴課

(1) 広報紙「めぐろ区報」

ア 目的

区民・事業者等に区の施策や事務事業等をわかりやすく周知し、区政への理解と協力を得るとともに、地域に対する興味・関心の向上に役立つこと、また区民と区、区民同士のつながりをつくり深めることを目指す。

イ 発行概要(6年度実績)

- 体裁 タブロイド判、オールカラー、原則:1日号=12ページ、15日号=16ページ
- 発行回数
 - <通常号> 1日号 12ページ(11回)、8ページ(1回)
 - 15日号 16ページ(12回)
 - <臨時号> 10月20日号 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
- 発行部数 各号172,200部
- 配布方法
 - <全戸配布> 各号163,500部(4・5月号は162,500部)
 - <配架> 区施設、広報スタンド(駅)、広報ラック(郵便局、金融・医療機関、スーパーなど)
- その他 ウェブサイト掲載(音声版は直近2号分)、発行時にLINEでお知らせ

[関連リンク]めぐろ区報 令和6年度(区公式ウェブサイト)▼



• 主な内容

【特集記事】大特集(表紙を含む3面)小特集(1面～1/8面)

月	大特集テーマ (1日号)	大特集テーマ (15日号)
4	数字で知るめぐろ	目黒区長選挙・目黒区議会議員補欠選挙
5	行くぞ！公園大好きアソブンジャー	5つのルールでゴミを減らそう！めぐろ買い物ルール
6	DXで暮らしがもっと便利にもっと簡単に	あっちこっちにウレシイが続々 合言葉はボランティア
7	子どもも大人もみんなの子ども食堂	パリ2024オリンピック・パラリンピック 目黒区にゆかりのある出場アスリートを応援しよう
8	身近にすんでいる野鳥を探そう！	悩みを抱える人への寄り添い方
9	防災を日常に。	第48回目黒区民まつり
10	認知症を自分事として考えよう	65歳からの青春（アオハル） 自主グループでフレイル予防
11	目黒区子ども条例 子どもとつくる地域の輪	障害者理解 合理的配慮って何？
12	人を元気にする、人のチカラ	公園の片隅から世界へ パラアスリート吉越奏詞選手
1	EXILE HIRO氏と青木区長による新春対談	特殊詐欺被害防止対策 詐欺電話はスマホにもかかってくる
2	#めぐろ愛を語る ウェブライター×めぐろプラス編集者 地元の人に愛されるまちの魅力を伝えたい	気軽に行ける体育館を紹介します！
3	区長所信表明と7年度予算案のあらまし 暮らしをマモル 未来をツクル	図書館の本の一生 本が届いてから役目を終えるまで

【連載記事】区長コラム、ひとめぐり、めぐりの日記、人権コラム、防犯・防災クイズ、教えて！ゴミラス、自然図鑑など

【情報BOX】講演・講習、催し物、スポーツ、お知らせ、保健衛生、意見募集、人材募集

【その他】健康カレンダー、くらしの相談、休日などの診療・調剤案内、ボランティア募集、サークル紹介など

ウ めぐろ区報デイジー版

視覚障害者等に向けて、CDによるめぐろ区報デイジー版を目黒区音訳の会ひびきとの協働により発行している。

(2) デジタル広報

ア ウェブサイト

公式ウェブサイトを用いて運用管理している。令和5年9月にフルリニューアルを行い、併せて、区の魅力をウェブマガジン形式で配信する「MEGURO+(めぐろプラス)」の運用を開始した。

総ページ数は約1万で、スマートフォンからのアクセスが約6割、パソコンからのアクセスが約4割である。

多言語対応については、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、マレー語、オランダ語、スウェーデン語、タガログ語、ウクライナ語、ポーランド語への自動翻訳が可能である。

令和6年度ユニークユーザー数	令和6年度アクセス数	令和6年度ページビュー数
5,336,604	5,913,609	18,142,971

イ SNS

- ① X(目黒区広報広聴課、ID:@meguro_city):目黒区内の催し物、施設、区の事業などに関する情報を配信している。

フォロワー数(令和7年3月31日時点)	令和6年度投稿数
約19,600	788

- ② LINE(目黒区、ID:@meguro_city):目黒区内の催し物、施設、区の事業などに関する情報を配信している。

友達登録者数(令和7年3月31日時点)	令和6年度投稿数(VOOM含む。)
約189,000	426

- ③ YouTube(めぐろTV、ID:@MeguroCity):動画が効果的な区の事業などに関する情報を配信している。

チャンネル登録者数(令和7年3月31日時点)	令和6年度投稿数
約2,800	80

(3) 報道機関への情報提供

目黒区の施策や事業、地域の話題などについて、報道機関を通じ広くPRするため、新聞社・テレビ局等に対し、記事・写真の提供を行っている。

内 容	令和6年度件数
区の施策・計画・事務事業など	13
区の行事・催しなど	17
区議会・選挙	1
芸術文化(美術館含む)	3
地域情報	0
その他	8
合 計	42

(4) 区民の声

ア 区民の声の受付

区民等のステークホルダーから寄せさせる声(以下「区民の声」という。)は、表のとおり受け付けている。

区長へのはがき	総合庁舎、各地区サービス事務所、図書館等に備え付けの専用はがきによるもの
陳情	各種団体、複数住民等からの書面による要望
投書	手紙、ファックス等によるもの
電話	電話によるもの
面接	面接によるもの
区長へのメール	区公式ウェブサイト「区長へのメール」によるもの
その他	団体との懇談会・説明会、主管課受付分、他区等受理分によるもの

イ 処理方法

受け付けた「区民の声」は、統一かつ的確に対応するため、「区民の声取扱要綱」「区民の声事務処理要領」に基づいて処理している。

[関連リンク] 区長へのメール(区公式ウェブサイト)▼



ウ 区民の声の傾向

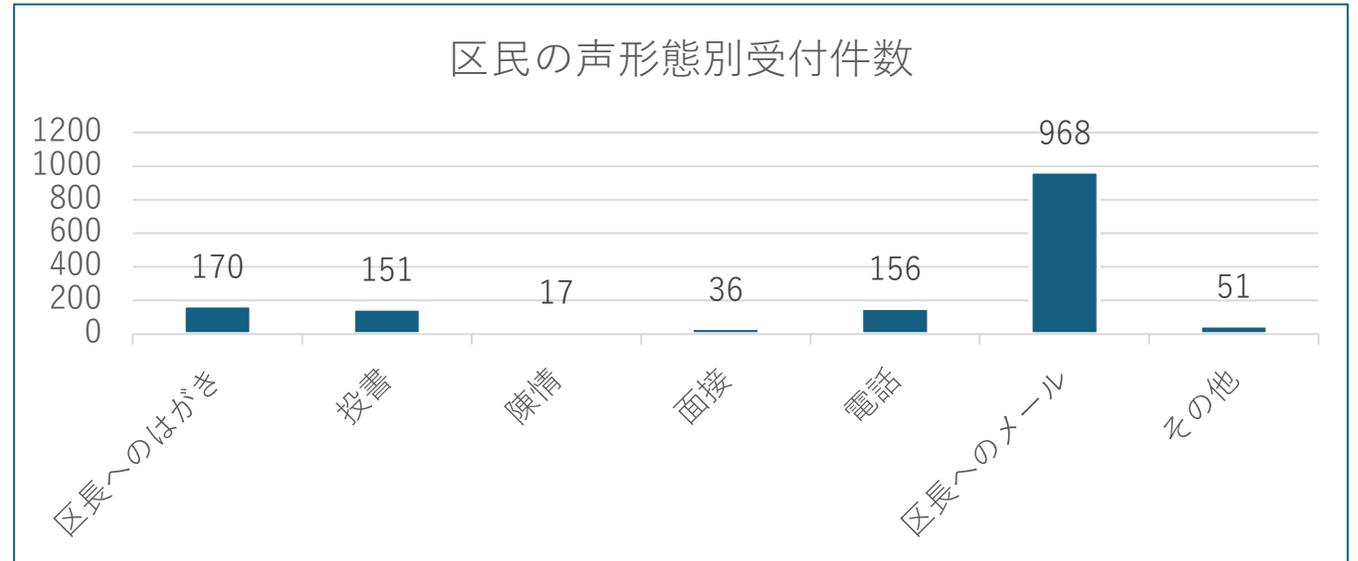
◆区民の声受付件数推移

区民の声の受付件数は、令和6年度は1,549件であり、令和5年度の1,392件と比べ157件の増加である。



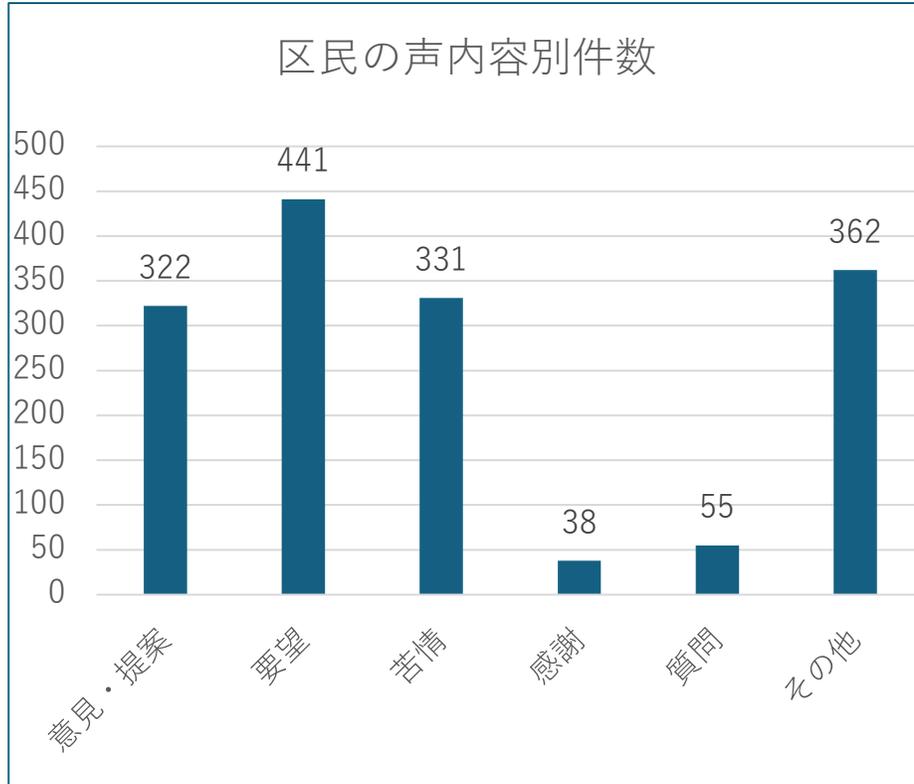
◆令和6年度区民の声形態別件数

形態別の割合では、区長へのメールが最も多く968件(62.5%)、次いで区長へのはがきが170件(11.0%)、電話が156件(10.1%)となっている。また、区長へのメールが半数以上を占めている。



◆令和6年度内容別件数

内容別の割合は、要望が最も多く441件(28.5%)、次いで苦情が331件(21.4%)、意見・提案が322件(20.8%)で、7割を占めている。



◆令和6年度分野別件数

分野別では、都市整備が最も多く291件(18.8%)、次いで教育・文化が199件(12.8%)、環境・清掃120件(7.7%)となっている。

分野	内容	件数	構成比
教育・文化	学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術文化、その他	199	12.8%
産業経済	産業振興、消費生活、観光、雇用、その他	35	2.3%
子育て	保育園、学童保育、児童館、その他	110	7.1%
福祉	介護保険、高齢福祉、障害福祉、生活福祉、その他	109	7.0%
保健・医療	生活衛生、保健、医療、その他	67	4.3%
防犯・防災	防犯、防災、その他	24	1.5%
都市整備	公園・緑化、道路・河川、自転車対策、建築、街づくり、その他	291	18.8%
住宅	区営住宅、居住支援、その他	12	0.8%
環境・清掃	環境美化、ごみ・リサイクル、公害、その他	120	7.7%
区民生活	戸籍住民、国保・年金、税務、その他	72	4.6%
行財政	企画・財政、行革、情報化、男女平等、協働、その他	90	5.8%
その他	庁舎、接遇、その他	420	27.1%

※四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。

(5) 区民相談

区民の生活向上と福祉の増進を図るため、区民等を対象に下表のとおり各種相談を行った。

ア 令和6年度区民相談実施日時・種別

相談名		相談日時		相談員
一般相談		月～金	午前8時30分～午後5時	区職員
専門相談	法律	毎週水、第1・2・5木	午後1時～4時	弁護士
		第3木	午前9時～12時	
		第4木	午後6時～8時	
	税務	毎週火	午後1時～4時	税理士
	不動産取引	第2・第4月		宅地建物取引士
	登記	第1金・第3月		司法書士
	境界	第3月		土地家屋調査士
	年金・労務	第3金		社会保険労務士
	行政書士	第4金		行政書士
	行政	第1月		行政相談委員
	ライフプラン	第2金		ファイナンシャルプランナー
	少年	第3火		警視庁世田谷少年センター職員
	外国人※	英語 月～金		午前9時～正午、午後1時～5時
		中国語 月・火・水・金 第2・4木	午前10時～正午、午後1時～5時	
ハングル 第1・3木				

※令和7年度より、中国語は月～金で実施、ハングルは廃止

イ 令和6年度区民相談実績 ※()内は前年度実績

相談名	相談日数(日)	相談件数(件)
一般	243(243)	1,708(2,054)
法律	102(101)	1,257(1,195)
税務	51(51)	344(352)
不動産取引	24(24)	138(116)
登記	22(22)	92(97)
境界	12(12)	43(32)
年金・労務	12(12)	30(24)
行政書士	12(11)	20(21)
こころ ※令和6年度から中止	0(47)	0(104)
行政	11(11)	3(1)
ライフプラン	12(3)	23(7)
少年	12(12)	0(0)
外国人	243(243)	2,318(2,589)
合計	756(792)	5,976(6,592)

ウ 令和6年度一般相談内訳 ※()内は前年度実績

相談内容	相談件数(日)	構成比
借地・借家	28(62)	1.6%(3.0%)
私道・境界・相隣	135(108)	7.9%(5.3%)
不動産取引	85(96)	5.0%(4.7%)
相続	159(207)	9.3%(10.1%)
家庭	106(122)	6.2%(5.9%)
こころ	571(455)	33.4%(22.2%)
消費者	42(50)	2.5%(2.4%)
金融	24(19)	1.4%(0.9%)
国・都	17(47)	1.0%(2.3%)
区他部課	69(119)	4.0%(5.8%)
死亡後手続き	191(395)	11.2%(19.2%)
その他	281(374)	16.5%(18.2%)
合計	1,708(2,054)	100%(100%)

エ オンライン相談(法律相談)

(ア) 目的・経緯

令和5年4月から、目黒区DXビジョンで掲げる「時間や場所に関係なく、いつでも、どこでも、区の手続や相談ができる区役所」をめざす取組の一つとして、専門相談を利用する区民の利便性向上を図るため、専門相談のうち法律相談(弁護士)についてオンライン相談を開始した。

◆令和6年度実施状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施日数(日)	8	10	8	9	9	8	10	8	8	8	8	8	102
相談者(人)	101	123	96	107	110	99	125	100	96	98	102	100	1,257
オンライン相談(内書)	6	6	3	3	8	11	12	7	3	7	7	7	80
1日当たり相談者数(人)	12.6	12.3	12.0	11.9	12.2	12.4	12.5	12.5	12.0	12.3	12.8	12.5	12.3

[関連リンク] DXビジョン(区公式ウェブサイト)▼



(イ)年齢

オンライン相談を利用した人数は、50歳代が最も多く24人(30.4%)、次いで40歳代17人(21.5%)、30歳代15人(6.3%)となっている。

(人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	0	0	0	0	3	1	3	2	0	0	0	1	10
30歳代	0	1	2	0	0	1	2	2	1	2	4	0	15
40歳代	2	1	1	2	2	0	2	1	0	0	3	3	17
50歳代	3	4	0	1	3	3	3	1	1	3	0	2	24
60歳代	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	1	8
70歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80歳以上	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	5
不明・無回答	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	6	6	3	3	8	11	12	7	3	7	7	7	80

オ 区民相談の傾向

令和6年度の一般相談の相談件数は1,708件で、5年度の2,054件と比べると、346件の減となった。主な内容としては、「こころ」に関するものが最も多く、次いで「死亡後手続き」「相続」に関するものであった。また、専門相談は、外国人相談が最も多く、次いで法律相談、税務相談の順に多くなっている。

(6) おくやみ相談

ア 目的

親族等が死亡した際に、遺族は大事な方を失った悲しみの中でも、複数の課でいくつもの申請や届出等を行う必要がある。また、その手続きの際、申請書等に何度も同じことを記入することが遺族の負担となっている。このような負担を軽減するため、ワンストップサービスを提供する場として、おくやみコーナーを開設し、死亡後の手続きをまとめた冊子(「ご遺族の方へ ～死亡後の手続きについて～」)を配布した。

◆おくやみコーナー

令和4年11月より、亡くなった方や遺族の状況に応じて、必要な手続きを抽出し、申請書等の作成補助や関係する課への案内等を行う、ワンストップサービスを提供する場として、おくやみコーナーを開設した。

令和6年度利用実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (人)
おくやみコーナー利用者 (予約有)	9	8	7	8	3	8	2	1	6	5	2	6	65
冊子をもとにコーナーで説明 (予約無・当日飛び込み)	23	19	22	19	15	29	26	14	11	22	13	20	233

◆おくやみハンドブック

死亡後の手続きをまとめた冊子(「ご遺族の方へ ～死亡後の手続きについて～」)を配布し、死亡後の手続きについて窓口で案内を行った。

発行部数:4,000部

配布方法・場所:広報広聴課(1階)、戸籍住民課、地区サービス事務所(東部除く)で、希望者へ配布

(7) 区政資料室

ア 区政資料室(区政情報コーナー) 令和6年9月末で運営終了

区政資料室は、区政に関する資料(区政資料)を効果的に活用し、区民への情報提供の推進と職員の効率的な職務執行に資することを目的として昭和57年1月に設置されたもので、区政資料の総合的な収集保管と、これらの資料の閲覧・貸出しや相談等の業務を行っていた。

〔運営終了の経緯〕

令和5年度実施した区の世論調査では、区政情報の入手方法について、「ホームページ(携帯電話・スマートフォン)で入手する」という回答が、「平成23年度6.6%」から「令和5年度18.7%」に上昇しており、区政情報の入手方法に対する区民ニーズの変化がある。

また、令和4年4月に策定した「目黒区DXビジョン」において、今後の取組の方向性として、「区が持っているデータを手軽に活用することができること」を掲げている。これに基づき、デジタルを活用した情報提供を強化していくため、コーナー所蔵の紙媒体の区政資料を、順次、「目黒デジタルアーカイブ100」においてデジタル化し、公開する取り組みを進めていくこととし、運営を終了することとした。

イ 令和6年度利用者数・貸出件数(令和6年9月まで)

項目/月別		4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数(人)	一般	363	376	373	376	429	314
	職員	54	45	44	54	38	28
	計	417	421	417	430	467	342
貸出件数		0	0	0	0	0	0

〔関連リンク〕第47回目黒区世論調査(区公式ウェブサイト)▼



〔関連リンク〕目黒デジタルアーカイブ100(区公式ウェブサイト)▼



(8) 発行物

ア 目黒区くらしのガイド(令和5年12月発行 2年毎に発行 発行部数:50,000部)

区民生活の利便性向上のため、区の施策や事務事業を中心に、生活関連情報を分かりやすくまとめた冊子を発行し、戸籍住民課、地区サービス事務所などで主に転入者に配布するほか、図書館など区民利用の多い施設で希望者に配布した。

イ 外国語便利帳(目黒リビングガイド)(令和6年12月発行 3年毎に発行 発行部数:4,500部)

外国人区民の生活利便性向上のため、区の施策、事務事業、生活関連情報等を分かりやすく説明した英語・中国語・ハングル・やさしい日本語の4か国語併記の冊子を発行し、戸籍住民課窓口や外国人相談窓口、目黒区国際交流協会(MIFA)などで配布した。

ウ 施設案内図(令和5年2月発行 3年毎に発行 発行部数:65,000部)

区立施設や区内主要施設等の状況を把握し、当該施設等の利用等に際し利便性の向上を図るために、区内にある施設等を掲載した案内図を作成し、戸籍住民課、地区サービス事務所などで主に転入者へ配布した。

(9) 窓口サービス向上

区政に反映すべき声に適確に対応するため、「区民の声対応研修」を係長級及び係員向けに4回実施した。

5 情報政策課・DX戦略課

(1) DXビジョン

概要

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることが示された。

区では、DXの取組は、広く区政全般にわたるものであること、区民生活にもさまざまな影響があること、今後長期にわたって取り組んでいくものであること等の性格を有するものであることから、DXの取組に関する方針をわかりやすく示すことが必要であるとの考えに基づき、令和4年4月に「目黒区DXビジョン」を策定し、ビジョン実現にむけての各種施策を実施してきている。

「DXビジョン」では、「実現をめざす9つの姿」を掲げ、今後の取組の方向性として示している。

DXの取組によって実現をめざす9つの姿

- ①時間や場所に関係なく、いつでも・どこでも、区の手続や相談ができます。
- ②窓口での手続は、1か所で、短時間に完了できます。
- ③一人ひとりに合った情報やサービスを自動的に受け取ることができます。
- ④より一層の安全・安心を実現できます。
- ⑤区が持っているデータを手軽に活用することができます。
- ⑥区に対してさまざまな意見を伝える機会・手段が増えます。
- ⑦さまざまな人と簡単につながり、交流することができ、多様な価値観や文化に触れることができます。
- ⑧職員の働き方改革や業務改革などを通じ、より区民に寄り添ったサービスを行います。
- ⑨だれ一人取り残されない、みんなが暮らしやすい目黒区になります。

▼目黒区DXビジョン
(令和4年4月策定)



(2) デジタル・ICT戦略

概要

デジタル・ICT戦略は、DXビジョンに掲げたDXの取組、生活を「もっと便利に!」、区民サービスを「もっと親切・丁寧!」、暮らしを「もっと安全・安心に!」を達成するための具体的な取組内容や目標等を定めたものである。この戦略に沿って、企画経営部では、DXを加速させるデジタル・ICT施策を進めている。

▼令和7年度詳細



▼令和6年度詳細



令和7年度デジタル・ICT戦略の概要

戦略テーマ1 デジタル技術・データの活用による利便性を実感できるサービスや機会の提供

- 1.行政手続オンライン化の利用促進と対象手続の拡大
- 2.区民等の多様なステークホルダーのニーズに合った情報・行政サービスの提供
- 3.高齢者等への生活を豊かにするデジタル活用機会の提供
- 4.オープンデータの利活用の拡大

戦略テーマ2 デジタル技術を活用した業務改革による業務効率化・生産性向上

- 5.生産性向上を目指した業務プロセス改革の推進
- 6.デジタル技術の活用によるワークスタイルシフトの推進

戦略テーマ3 デジタル・ICT活用を支える環境・基盤の拡充

- 7.地方公共団体情報システムの標準化の着実な推進
- 8.働きやすい職場と柔軟な行政サービスを支える環境の整備・拡充
- 9.区民サービス向上や業務改善を自走できる環境の整備

戦略テーマ4 区政の変革を支えるガバナンスと組織力の強化

- 10.DX推進体制の強化とデジタル・ICT人材育成の実施
- 11.システムライフサイクルを踏まえたITガバナンス体制の強化
- 12.AIをはじめとする新技術の探索・活用
- 13.DXビジョン実現のためのマネジメント定着

令和6年度デジタル・ICT戦略の主な成果

①行政手続のオンライン化拡大

行政手続の
オンライン化率

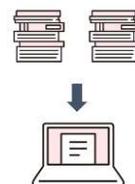
46% → **70.6%**



②生産性向上を目指した継続的な業務改革とデジタル化の促進

区内介護・保育等事業者への
指導検査業務における
ペーパーレス化

約85%



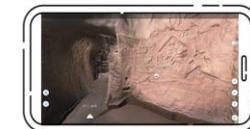
③ DX推進体制の整備とデジタル人材の育成

DX推進リーダー
の育成

68人



④生成AIをはじめとする新技術の探索、活用



めぐろデジタル
ミュージアムの公開

(3) DXの取組

概要

令和4年4月に策定した「目黒区DXビジョン」実現にむけた各種施策を進めてきている。

ア 主な重点施策(令和6年度)

(ア)区民サービスの向上

- 行政手続のオンライン化拡大
- キャッシュレスサービスのプラットフォーム構築準備
- スマホを活用したオンラインサービスの拡充
- デジタルデバイス対策事業の継続

(イ)庁内業務の生産性向上

- 継続的な業務改善、業務改革の促進
- 生成 AI をはじめとする新技術の探索、活用

(ウ)組織能力の強化

- DX推進体制の整備とデジタル人材の育成

イ 実績

DXビジョン実現に向けた各種取組計画は、デジタル・ICT戦略に定め、実績についても管理している。

令和6年度デジタル・ICTの取組▼



(4) 目黒区の主な全庁システムの概要

概要

目黒区の主な全庁システムは、基幹系システム(※1)とイントラネットシステム(※2)があり、情報政策課が調達・運用・管理を行っている。

※1 基幹系システム:住民記録や区民税、国民健康保険、子ども医療費助成などの地方自治体の基幹業務を行うためのシステム

※2 イン트라ネットシステム:区の業務を安全かつ効率的に実施するための業務システム



ア 基幹系システム

(ア)サービス内容

DV支援措置管理、総合照会、総合証明、宛名管理、住民記録、印鑑登録、区都民税、収納消込、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、子ども医療、ひとり親医療、児童扶養手当、児童育成手当、児童手当、臨時福祉給付金、家賃助成、教育、データ連携、住民データ活用、団体内統合宛名、諸統計・その他各種業務

(イ)運用

①利用対象者

・基幹系システム用端末設置所属の所属長(セキュリティ責任者)が許可した職員

②運用時間

- ・平日 :8時30分から17時まで
- ・土曜・日曜 :10時から16時30分まで(証明発行窓口等開設時)
- ・夜間や休日・祝日 :必要に応じて情報システム管理者(情報政策課長)が決定

③セキュリティ対策

- ・二要素認証によるアクセス制限と適切な権限設定
- ・管理ソフトウェアによる端末制御
(外部記憶媒体利用不可・画面印刷不可・操作記録の取得等)
- ・ウイルス対策ソフトの定義ファイル更新とウイルスチェックの定期的な実施
- ・サーバーームの物理的対策と入退出管理の徹底
- ・アクセスログの取得、定期的な確認と保存
- ・外部ネットワークとの接続制限(インターネット接続の禁止) など

イ イン트라ネットシステム

(ア)サービス内容

①グループウェア・アプリケーションソフト

Microsoft365

(Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Teams、SharePointなど)

②インターネット利用

仮想ブラウザ(VDI)

③内部情報システム

文書管理、財務情報管理、庶務事務、人事給与

(イ)運用

①利用対象者

・業務上必要とされる常勤職員と会計年度職員

②運用時間

・年末年始と保守作業などあらかじめ指定した日を除く24時間

③セキュリティ対策

- ・顔認証システム(二要素認証)によるクライアントPCへのアクセス制御
- ・管理ソフトウェアによる端末制御
(外部記憶媒体利用不可・操作記録の取得等)
- ・アクティブディレクトリ等による各システムへのアカウント/権限管理
- ・ウイルス対策ソフトによるエンドポイント制御と外部からのファイルの無害化処理 など

(5) 令和6年度に取り組んだ主な事業



概要

情報政策課では、目黒区DXビジョンに掲げる実現をめざす9つの姿の「⑧職員の働き方改革や業務改革などを通じ、より区民に寄り添ったサービスを行います。」を具現化するため、ネットワーク機器やグループウェアの更改、システム標準化等のデジタル・ICTの活用を支えるインフラ基盤の更改や、情報システムに係るガバナンスを強化する取り組みを行った。

ア 地方公共団体情報システム標準化 事業費：約7.8億円<実施計画事業>

(概要)

地方公共団体における標準化対象20業務に利用する情報システムを、関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合しているシステムへ移行するものである。これにより、将来的に地方公共団体における人的・財政的な負担の軽減を図り、地方公共団体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにすることを目指している。

(令和6年度実績)

標準準拠システム移行に向けた運用テスト、クラウド環境整備を実施。

ウ グループウェアの更改・運用 事業費：約5.6億円

(概要)

区職員の情報共有、コミュニケーションの活性化や業務効率化を図るため、メール、スケジュール管理、掲示板、施設予約、ファイルサーバー、チャット、WEB会議などの機能を有するシステムを区では「グループウェア」と呼称している。

令和6年11月に迎えるグループウェアのリース更改を契機として、機能間の連携など利便性の向上を目指し、コラボレーションツール(Microsoft365)を導入した。

(令和6年度実績)

ツールの連携利用と職員間のコミュニケーション拡充により、業務効率化を進めた。

イ 安定したネットワーク機器等への更改 事業費：約1.8億円

(ネットワーク機器等の更改)

働き方改革・オフィス改革の機運の高まりやシステムの使用方法の変化等に対応するため、ネットワーク機器のリース更改を契機として、令和6年度はネットワーク再構築の要件整理・設計・テスト等を実施後、機器更新と回線敷設工事を行った。

(インフラ統合の実施)

各課の個別システムごとに端末やサーバを個々に調達・利用することによる管理の煩雑化等の課題に対応し、令和7年度に実施予定のシステム標準化に向けて、準備が整った個別システムから順次、ネットワーク、端末、周辺機器、認証機能等を統合するインフラ統合について、令和6年度に1システム実施した。

エ 情報セキュリティガバナンスの強化 事業費：約1,499万円

(全庁各課で導入するシステムの調達支援)

昨今のシステムの複雑化、急速な技術革新や環境変化が進み、所管課だけではシステムの技術面やセキュリティ面などで対応しきれない状況を踏まえ、これまでの予算要求の段階に加え、実際に全庁各課でのシステム発注を行う段階でも情報政策課がシステム調達の支援を行う枠組みの検討を行い、令和7年度から運用を開始した。

(個人情報漏えい対策の強化)

情報セキュリティポリシーに関する世の中や国の動向等を踏まえた技術的、人的な側面を強化し、各種情報セキュリティ対策を一体的かつ効果的に実施することを目的として、令和6年度から「情報セキュリティ対策支援業務委託」を開始した。

(6) 情報セキュリティ施策

概要

区は、DXを加速させるデジタル・ICT施策を進める一方で、行政が管理・保有するさまざまな情報とそれらを適切に処理するためのセキュリティを確保するため、情報セキュリティに関する職員への教育・研修の実施や情報セキュリティ自己点検・監査を令和6年度も実施した。令和7年度も、引き続き情報セキュリティ施策を進めていく。



ア 情報セキュリティ教育・研修の実施

(職員への教育・研修)

区職員は、個人情報の適正な取り扱いのため、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、情報システムにおける安全確保等の措置を適切に講じるために必要な知識・技能を得るため、毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講することを情報セキュリティ対策基準に定めている。

また、マイナンバーを取り扱う職員については、番号法第29条の2の規程により、おおむね1年ごとにマイナンバーに関する研修の受講が義務付けられている。

これを踏まえ、令和6年度全庁各課の職員を対象として、次の情報セキュリティ研修を実施し、年度内に各セキュリティ研修を1回以上受講した受講率は92.05%だった。

- ・総務省によるe-ラーニング研修
- ・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)によるe-ラーニング研修
- ・区主催のセキュリティ研修

(緊急時対応訓練)

インシデントが発生した場合への対応力の強化・向上を図るため、インシデント発生時を想定した訓練を実施した。令和6年度は、実際にインシデント事象が発生したと想定した模擬訓練を実施した。

なお、令和7年度については、集合型形式による訓練の実施を予定している。

イ 情報セキュリティ自己点検・監査の実施

(個人情報自己点検)

情報セキュリティポリシーに則した情報資産の適正管理等の情報セキュリティ対策状況について、全庁各課において自己点検を実施した。

自己点検で課題がある事項は、区主催のセキュリティ研修の内容に反映した。

(情報セキュリティ内部監査人育成研修)

内部監査人として監査を実施する職員に対して、その実施に必要となる内部監査の実施手順・視点、評価方法、ヒアリングシミュレーション等の研修を実施した。

研修を通して監査人を育成するだけでなく、職員自らの情報セキュリティの知識を高め、区組織全体のセキュリティ知識・意識レベルの向上を図った。

(情報セキュリティ内部監査)

全庁各課のセキュリティ対策の状況を、内部監査人育成研修を受講した職員が監査人となり、各部局間で相互に実地で確認し合う内部監査を令和6年度12課で実施した。

(情報セキュリティ外部監査)

情報セキュリティ体制のチェックを重層化するため、外部の専門的な監査機関による監査を実施した。令和6年度は、情報システム監査を2課、情報資産・マイナンバー監査を1課実施した。